

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会

権利擁護部会

次期地域福祉計画の権利擁護に関する
施策の方向性について 意見まとめ

令和元年 7 月

権利擁護が必要な方への支援体制を整備する

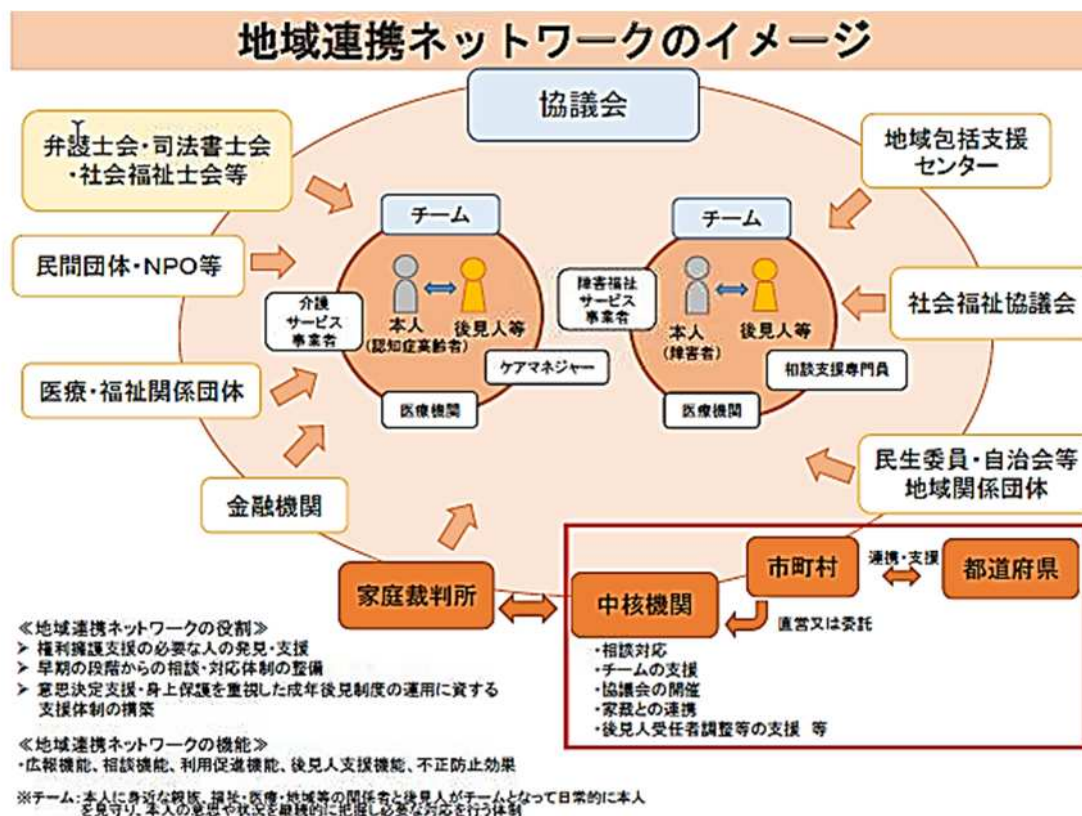
検討にあたって区から提示された重点取組項目

- 1 成年後見制度の利用支援
- 2 法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進
- 3 権利擁護に関連する支援事業の充実

【成年後見制度とは】

- 認知症高齢者、知的・精神障害者等判断能力が不十分な人々の法的能力を補うため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の意思を尊重して財産管理・身上保護等の法律行為を行う制度です。

近年、制度の需要を適切に把握し、制度の利用促進を図る法律が制定され、地域における権利擁護の地域連携ネットワークを構築し、制度推進の要となる中核機関の整備を図ること等が求められています。



資料出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画について」抜粋

意見まとめ

- 1 本人の状況に応じた適切な後見人が選任されるよう、本人と後見人候補者とのマッチングを進める必要がある。
- 2 成年後見制度に関わる関係者の支援力を向上する取組を進めるべきである。
- 3 当事者や関係者の声を聞き、わかりやすく、ニーズに合った周知や支援を行う必要がある。
- 4 任意後見制度についても、周知と利用支援が必要である。
- 5 法人後見については、特性を区民にも周知したうえで、練馬区社会福祉協議会やNPO法人など、各法人の特色を生かして後見業務を実施することが望まれる。
- 6 親族申立ての支援や、親族後見人のサポートを一層進めることが重要である。
- 7 権利擁護は、居住支援やひきこもりの人への支援なども含まれる幅の広いものであり、自ら支援を求めることが困難な人にどのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

【成年後見制度の利用支援】

本人の意思決定支援や身上保護も重視した適切な後見人が選任されるよう、中核機関を中心として、本人と後見人候補者とのマッチングを進める必要がある。

25か所の地域包括支援センターの均一化とレベルアップが必要であり、それに向けて区が力を入れて支援することを期待する。

専門職後見人という第三者が入ることによって、本人や家族が直面する課題が解決するという経験を何度もしている。利用して良かったという人の意見、上手くいっているケースを汲み取って、周知してほしい。

特に知的障害者、精神障害者および関係者に対して、成年後見に関する情報提供などの支援を充実してほしい。

成年後見制度のニーズが発生する現場はどこなのかを常に意識して、真に必要な人に情報が届くようにすることが大切である。

病院のソーシャルワーカーへの成年後見制度等の情報提供とバックアップに取り組むことが必要である。

ケアマネジャーが様々な制度を十分に理解すれば、本人や家族に適切なアドバイスが出来る。実際の現場から広げ、積み上げていくことが非常に大切になる。

任意後見の必要な方が多いと感じる。法定後見には至らないが、生活や色々な契約、財産管理に不安があって誰かの手を借りたい方は多いと実感している。

任意後見制度は、自己決定の観点から活用が期待されるが、利用が伸び悩んでいるため、利用を促す方法を検討する必要がある。

【法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進】

法人後見は、社協だけでなく、NPO法人等も取り組むものであり、特性を区民に理解してもらうことが必要である。

超高齢化社会、認知症の罹患者が増大し、専門職の後見人だけでは到底対応できない中で、親族後見人を増やし、支援していくことが必要になる。

慣れていない親族による申し立てが増加することから、相談窓口の丁寧な対応と申し立てへの支援に力を入れて欲しい。

【権利擁護に関連する支援事業の充実】

生前の安否確認と死後の費用補償事業について、区民への周知不足、煩雑な利用要件のために利用をためらうケースがあることを実感している。もっと使いやすい制度設計ができれば良い。

精神障害者は賃貸住宅をなかなか借りられない実態がある。また、家庭内暴力に悩む声や、家の中の問題を自分だけで解決しようとする家庭をどうやって救うかが一番の課題である。権利擁護を利用する以前の段階として、この切実な課題に取り組むことが重要である。

成年後見制度だけですべてが解決できるわけではなく、権利擁護は幅広く捉える必要がある。身元保証の問題などもこの一例である。また、助けを求めることができない状況の方に、どのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

例えば「住まい確保支援事業」など、事業を本当に必要とする方に新しい事業を周知していくことは非常に難しい。当事者にも協力を仰ぎ、ホームページを使えない人達のことも考えて、周知の仕組みを検討して欲しい。

判断能力が不十分な人々への支援として、成年後見だけではなく、生活支援などを含めた包括的な支援があるとよい。

日々の見守りネットワークは、地域包括支援センターだけではなく、民生委員、町会・自治会、老人クラブなど、身近な地域で活動する人とつながりながら作っていくことが重要である。

参考資料

権利擁護部会員名簿

	区分	氏名	フリガナ	所属団体等
1	学識経験者	飯村 史恵 (部会長)	イムラ ミエ	立教大学コミュニティ福祉学部准教授
2	専門職団体	遠藤 真吾	エドウ シンゴ	東京弁護士会
3	"	上山 浩司 (副部会長)	ウヤマ コウジ	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
4	"	石川 康雄	イカガヤオ	公益社団法人 東京社会福祉士会権利擁護センター ぱあとなあ東京
5	福祉関係団体	金子 禎子	カネコ ティコ	特定非営利活動法人 認知症サポートセンター・ねりま
6	"	横井 紀子	ヨイ ルコ	練馬手をつなぐ親の会
7	"	轡田 英夫	ウツタ ヒデオ	特定非営利活動法人 練馬精神障害者家族会
8	"	酒井 玲子	サイ レイコ	特定非営利活動法人 成年後見制度推進ネットこれから
9	社会福祉協議会	河島 京美	カワシマ キョウミ	練馬区社会福祉協議会

権利擁護部会 開催経過

回	開催日	検討項目
第1回	令和元年6月20日	次期練馬区地域福祉計画の体系(案)について 施策4「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」
第2回	令和元年7月16日	推進委員会への報告について